

個人住民税 特別徴収 Q&A

Q₁

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。

A

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。



Q₂

特別徴収はしなくてはいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。

A

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市区町村条例)により**義務づけられています**。



Q₃

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



A

家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q₄

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。

A

原則として、アルバイト、パート、役員等**全ての従業員**から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等



Q₅

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！

A

しなければなりません。ただし、**従業員(納税義務者)が常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。

